青森山田スポーツアカデミー 規約

(名称)

第1条 本アカデミーは、青森山田スポーツアカデミー(以下「アカデミー」という)と称す。

(所在地)

第2条 本アカデミーは、〒030-0123 青森県青森市大字大矢沢字里見 111-1 スチューデントプラザ内 株式会社青森山田サービス内に事務所を置く。

(目的)

第3条 本アカデミーは日本国内の子供たちに対してスポーツを通し基本的な人間教育を行うことともに、保護者や指導者の育成事業を行う。また子供たちの健全育成、健康増進に寄与することを目的とする。さらにプレゴールデンエイジ・ゴールデンエイジ期における多様な運動を通じ神経系の発達を促しトップアスリートの育成を目指す。

(会費及び入会)

- 第4条 本アカデミーに入会するものは以下の条件を備えなければならない。
 - ① 本規約に賛同した者であること。
 - ② スポーツを行うに適した健康状態であること。
 - ③ 保護者の許可を得た者であること。
 - ④ 入会希望者は所定の入会書類一式に必要事項を記入し、提出すること。
 - ⑤ 登録料(初年度のみ) カテゴリーA・B・Cともに、5,000円
 - ⑥ 活動費 カテゴリーA 7,000 円カテゴリーB 10,000 円カテゴリーC 15,000 円
 - ⑦ 継続更新手続料(年度更新) 2,000円
 - ※登録料、継続更新料には、当アカデミー加入のスポーツ安全保険の保険料が含まれています。 なお、保険の補償は加入手続日の翌日からとなります。

(会費等支払い方法)

第5条 登録料、活動費、活動ウェア、特別活動費等支払い方法については別紙案内による。一旦納入された会費等については原則として返還しない。

(退会)

第6条 退会を希望する者は、退会する月の10日までに所定の用紙を提出し、本アカデミーに申し出る こと。当月末日をもって退会となる。

(活動期間)

第7条 本アカデミーの活動期間は原則として毎月4月~翌年3月末までとする。

(変更事項)

第8条 会員は氏名、住所、連絡先等について変更があった場合は速やかに変更事項を連絡すること。

(保険)

- 第9条 入会時には、必ずスポーツ保険に加入しなければならない。
 - ① スポーツ保険は活動中、または自宅から活動場所までの往復中での交通事故等による負傷を対象とする。
 - ② 補償は当該スポーツ保険の補償範囲内でのみ保証する。

(負傷時の対応)

第10条 会員が活動中に負傷した場合、当アカデミースタッフにおいて応急処置し、必要に応じて病院への搬送等を行う。

(振替)

- 第11条 ① 屋外でのスポーツは急な雨天の場合、体育館等が使える場合は場所の変更をして実施するが、使用できない場合は中止(休講)とする。
 - ② 活動中止の連絡は、原則として SNS 等での告知または BAND の一斉送信とする。

(休講・閉鎖)

第12条 本アカデミーは、天災地変、社会情勢の変化、その他アカデミーの存続を困難とする事由が生じたときは無条件に休講・閉鎖ができるものとする。

(除名)

- 第13条 次のいずれかに該当するとき、その他、本アカデミーが会員として不適当と判断した者に対し、本アカデミー会員より除名できるものとする。
 - ① 本アカデミーの名誉を傷つけることや他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
 - ② 本アカデミー規約およびその他規約に違反したとき。
 - ③ 会費等を理由なく2か月以上滞納し、本アカデミーより催促を受けても所定期日までに支払われないとき。

(コース新設・廃止等)

第 14 条 本アカデミーは利用状況等により 1 ヶ月以上前の予告をもってカテゴリーの新設、曜日及び時間変更・または廃止をすることができる。

(遵守事項)

- 第15条 本アカデミー会員及びその保護者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 本規約および必要に応じて本アカデミーが別に定める諸規則、諸規定を順守しなければならない。
 - ② 各アカデミー会場での諸規則を遵守しなければならない。
 - ③ 本アカデミーの指導方針及び各スタッフ、指導者の指示に従うこと。

(運営・広報活動への利用)

第 16 条 運営・広報活動のため、本アカデミー活動中の写真等をホームページやパンフレット等に掲載することがある。会員及び保護者はこれを了承の上、入会したものとする。 但し、特別な理由がある場合は申し出ること。

(免責)

- 第17条 ① アカデミー内で起きた事故やトラブル、紛失、盗難等については、本アカデミーに故意、 または過失があった場合を除き、アカデミーでは一切責任を負わない。
 - ② 天災などの不可抗力の事由により生じた事故については、本アカデミーは一切責任を負わない。
 - ③ 会員が活動中に施設内で他の会員または第三者ならびに施設等に損害を与えた場合は、故意又は過失があった場合を除き本アカデミーは一切責任を負わない。
 - ④ 送迎については自動車任意保険に加入の方のみ課す。

(改廃)

第 18 条 本アカデミーは必要に応じ、随時本規約を改正することができ、本規約に定めない事項については細則を定めることができるものとする。それらの効力はすべての会員及びその保護者に及ぶものとする。

附則

この規約は、令和4年7月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日に改正し、施行する。